

令和7年度答申第15号
令和7年7月10日

諮問番号 令和7年度諮問第11号（令和7年5月21日諮問）
審 査 庁 経済産業大臣及び環境大臣
事 件 名 使用済自動車の再資源化等に関する法律66条に基づく解体業の許可の
取消処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、A都道府県知事（以下「処分庁」という。）が、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）60条1項の解体業の許可を有する審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、法66条4号の規定に基づき、当該許可を取り消す処分（以下「本件許可取消処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）定義

法2条13項は、この法律において「解体業」とは、使用済自動車又は解体自動車の解体を行う事業をいい、「解体業者」とは、解体業を行うことについて法60条1項の許可を受けた者をいう旨規定する。

(2) 解体業の許可

ア 法60条1項は、解体業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない旨規定する。

イ 法62条1項柱書きは、都道府県知事は、法60条1項の許可の申請が法62条1項各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、法60条1項の許可をしてはならない旨規定する。

そして、法62条1項2号は、解体業許可申請者が次のいずれにも該当しないことと規定し、同号ニ及び同号チは、以下のとおり掲げている。

(ア) 法66条の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（法62条1項2号ニ）

(イ) 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの（法62条1項2号チ）

(3) 解体業の許可の取消し

法66条柱書きは、都道府県知事は、解体業者が同条各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる旨規定し、同条1号は、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたときを掲げ、同条4号は、法62条1項2号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったときを掲げている。

(4) 主務大臣及び都道府県等における事務区分

法133条は、この法律における主務大臣は、経済産業大臣及び環境大臣とする旨規定する。

また、法135条1項は、この法律の規定により都道府県等が処理することとされている事務のうち、同項各号に掲げる事務は、第1号法定受託事務とする旨規定し、同項1号は、法60条1項（解体業の許可）、66条（解体業の許可取消し）などを掲げている。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、処分庁から、平成16年12月22日付けで、法60条1項の規定に基づく解体業の許可を受けた。

(解体業許可証)

- (2) 審査請求人の役員(取締役)であるB(以下「本件取締役」という。)
は、処分庁から、令和a年b月c日付けで、個人事業主として、法60条
1項の規定に基づく解体業の更新許可を受けた。

(履歴事項全部証明書、解体業更新許可証(本件取締役に係るもの))

- (3) 審査請求人は、処分庁から、令和d年e月f日付けで、法60条1項の
規定に基づく解体業の更新許可を受けた。

(解体業更新許可証(審査請求人に係るもの))

- (4) 処分庁は、令和g年h月i日付けで、本件取締役に對し、法66条1号
の規定に基づき、「他人が違反行為をすることを助けたとき」に該当する
として、解体業の許可取消処分をした。

(A都道府県j号)

- (5) 処分庁は、令和k年l月m日、審査請求人に対し、行政手続法(平成5
年法律第88号)15条1項の規定に基づき、予定される不利益処分の内容
を法66条4号の規定に基づく解体業許可の取消しとして、意見陳述の
ための聴聞を実施した。

(聴聞調書)

- (6) 処分庁は、令和n年o月p日付けで、審査請求人に対し、法66条4号
の規定に基づき、下記の理由を付して、本件許可取消処分をした。

(本件許可取消処分の理由)

- 「1 法第66条では、都道府県知事は解体業者(法第2条第13項に規
定する「解体業者」をいう。)が法第66条各号のいずれかに該当す
るときは、その許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めてその事
業の全部若しくは一部の停止を命ずることができると規定されている。
- 2 Bは、個人名義で法に基づく解体業の許可を受けていたが、法第6
6条第1号の規定により、令和g年h月i日付けで解体業許可の取消
処分を受けた。このことにより、同人は法第62条第1項第2号ニ
(法第66条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5
年を経過しない者)に該当した。
- 3 法第62条第1項第2号ニに該当したBとXの役員であったBが同
一人物であることを、両者の解体業許可更新申請時に添付された住民
票から認定した。
- 4 Bは解体業許可の取消処分を受けた日時点においても、Xの役員で

あったことを、同社の履歴事項全部証明書から確認した。

5 Xは、法第66条第4号に規定する法第62条第1項第2号チ（法人でその役員のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの（同号ニ））に該当するに至った。

6 法第62条第1項第2号は、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除することを趣旨とする規定であることから、解体業の許可は、法に従い適正に業を遂行できることが確実な者に対し与えるべきものである。

7 Bは、法制度の根幹をゆるがす重大な違反行為である「解体業許可を有さない者が使用済自動車から法の許可を要する部品を取り外す行為（無許可解体）」を助けていたこと、県の指導に従わず同様の行為を繰り返し行い、遵法意識が著しく欠如していると言わざるを得ない状況であったことから、解体業許可の取消処分を受けた。そのような者が、会社の業務執行に関する意思決定や監督を行う立場である取締役になっていたXは、上記6を踏まえると、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない。

8 なお、BはXの経営にはなんら関与していないという同社の主張及び本件に係る聴聞通知後にBが同社の取締役を辞任したことは、同社が「法に従い適正に業を遂行できることが確実な者」であることを示すものにはならない。

また、法第66条の規定による行政処分のうち、期間を定めた事業の停止の命令では、「法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除する」という目的を達成することができないため、許可取消処分を行うことは比例原則に反するものではない。

9 以上のことから、法第62条第1項第2号チに該当するに至ったXに対する処分は、同号の趣旨を踏まえ、法第66条第4号の規定により解体業許可の取消しが相当である。」

（A都道府県q号）

（7）審査請求人は、令和r年s月t日、審査庁に対し、本件許可取消処分を不服として、本件審査請求をした。

（審査請求書）

（8）審査庁は、令和7年5月21日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、以下の理由により、本件許可取消処分取消しを求める。

- (1) 法66条は、「その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる」と定めており、法違反があった場合に、いかなる処分を下すかについて、処分庁に行政裁量があることは明らかである。

本件は、本件取締役の法違反により、いわゆる連鎖取消しが適用され、審査請求人の許可が取り消されたものであるが、連鎖取消しは、単に特定の役員を就任させたことに伴う結果責任を認めているもので不合理であり、自社に違反行為がなくとも廃業を迫られるに等しいから、役員が欠格事由に該当するだけで義務的に法人の業許可を取り消すことは、憲法22条や憲法29条1項に抵触する。

上記のとおり、法66条は、欠格事由に該当する場合であっても、許可の取消しのみならず、事業の全部又は一部の停止を選択できるのであるから、その趣旨は、欠格事由に該当する事案であれば、類型的に法に従った適正な業務遂行ができないものにとらえているわけではなく、役員や重要な使用人が欠格事由に該当することで、当該法人に業許可を与えることが、法に従った適正な業務遂行ができないと合理的にいえる場合に限り、業許可の取消処分をすべきものと解される。

- (2) 本件についてみると、審査請求人は、本件取締役の個人事業主としての業務に一切関与していない。また、本件取締役は、平成25年以降審査請求人の経営に実質的に関与しておらず、実際に、令和u年v月の役員会において、同年w月末の決算をもって、取締役として重任しないことが決まっており、今回の件を受けて、役員を辞任している。さらに、審査請求人は、解体業許可を受けて以降、法に違反したことはない。

したがって、審査請求人は、今後も法に従った適正な業務の遂行が可能である。

- (3) 他方、審査請求人は、中古自動車の輸出業務や通関業を手掛けているところ、自動車の解体を行うことは不可欠であり、解体業の許可が取消しとなると、審査請求人の業務自体に重大な影響が生じ、実質的に事業が立ち行かなくなる。

- (4) 上記(2)及び(3)を踏まえると、現在の審査請求人の経営体制及び

審査請求人の法違反の内容と、本件許可取消処分により審査請求人に課せられた不利益とを比較考量すれば、本件許可取消処分は比例原則に反した看過できない著しい不均衡があるといわざるを得ないし、本件取締役の法違反を審査請求人に連鎖させることは、法の過度な適用であるから、本件許可取消処分は、裁量権を逸脱し、違法又は不当である。

(審査請求書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、審理員意見書と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

1 論点整理

本件審査請求では、本件取締役の解体業の許可の取消処分については、審査請求人も争っていない。

また、本件取締役が解体業許可の取消処分を受けた日時点において審査請求人の役員であったことについては、履歴事項全部証明書からも明らかであり、審査請求人が欠格事由に該当するという点については審査請求人も争っていない。法66条では、解体業者が欠格事由に該当したときのほかに、違反行為をしたときや許可基準に不適合となったとき等において、都道府県知事は当該事業者の許可の取消し又は事業の一時停止を命ずることができる規定されている。そのため、行政庁にいかなる処分を下すかについての行政裁量があり、許可取消処分が適当であるか直ちに明らかとはいえず、審査請求人も争っているため、この点について判断する必要がある。

2 本件許可取消処分の違法性等について

(1) 法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者への該当性

平成17年5月9日付け経済産業省製造産業局自動車課及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室事務連絡「使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の指針について」（以下「指針」という。）において、解体業の許可制度は、使用済自動車等の処理を業として行うことを一般的に禁止した上で、法62条で定める許可の基準に適合すると認められるときに限って許可することにより、使用済自動車等の適正な処理を確保するものであるとされている。また、許可の基準のうち欠格要件については、申請者の一般的適性について、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除することが趣旨であるとされている。

法66条4号において、法人でその役員のうち解体業の許可を取り消さ

れ、その取消しの日から5年を経過しないものに該当する者のあるものは、欠格事由に該当するものとされている。これは欠格事由に該当する者が役員である法人は、一律に欠格事由に該当すると解される。言い換えると、欠格事由に該当する役員による経営への関与等の諸事情を考慮するまでもなく、欠格事由に該当する者が当該法人の役員であるか否かという客観的な事実のみをもって、欠格事由への該当性を判断するものと解される。

以上のことから、審査請求人は欠格事由に該当し、欠格事由に該当することをもって、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者に該当すると解される。

これに対し、審査請求人は、自らが欠格事由に該当すること自体は否定しておらず、本件取締役が審査請求人の経営に実質的に関与していないことや、審査請求人が法に違反したことがないことを理由に、法に従った適正な業の遂行を期待しえない者には該当しない旨主張しているが、上記のとおり、審査請求人が欠格事由に該当することをもって、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者に該当すると解されることから、審査請求人の主張そのものが失当である。

そもそも、審査請求人が主張する本件取締役が取締役を退任する予定であったという説明によって、本件取締役が審査請求人の経営に実質的に関与していないという事実を確認することはできないし、過去に処分庁から審査請求人に対して法の違反行為に関する事項を含む指導事項票が提出されているから、法に違反したことがないともいえない。

(2) 比例原則違反

審査請求人は、欠格事由に該当することのみをもって一律に許可の取消処分をすることは許されない旨主張している。

法66条では、解体業者が同条1号から4号までのいずれかに該当するときは、許可取消し又は事業の一時停止を命ずることができるとされており、判断は処分庁の裁量に委ねられていることから、欠格事由に該当する場合に一時停止命令を発出することも選択肢としてあり得る。ここで、指針においては、欠格要件（法66条4号）及び不正の手段による許可（同条2号）は許可取消し、違反行為（同条1号）はその内容によって許可取消し又は事業停止、許可基準不適合（同条3号）は許可基準に適合するまでの間事業停止、改善が不可能な場合は許可取消しと処分基準が定められており、処分庁の判断は処分基準とも一致するものである。

また、審査請求人が違法又は不当な処分であると主張する根拠である比例原則について、必要性の原則（目的を達成するための手段が当事者にとって最も負担の少ないものでなければならないこと）を踏まえると、処分庁が主張するとおり、一時停止命令では、審査請求人が一定期間経過後に事業を再開できることから、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除するという欠格要件の法目的を達成できないと考えられる。

以上より、欠格事由に該当する場合には、許可取消処分とすることが相当であり、本件において処分庁において裁量の逸脱又は濫用があったとは認められず、本件許可取消処分は比例原則に違反するものではない。

なお、審査請求人は、本件取締役が役員から退くことで、今後も法に従った適正な業の遂行が可能である旨主張している。しかし、法において解体業の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者は欠格事由に該当するとされている（法66条4号で準用する法62条1項2号ニ）ことを鑑みると、本件取締役が役員を退任したとしても、審査請求人が法に従った適正な業の遂行を期待し得る者であると認めることは到底できない。

（3）憲法違反

審査請求人は、許可の連鎖取消しについては、単に特定の役員を就任させたことに伴う結果責任を認めているものであり、憲法22条や憲法29条1項に抵触する旨主張している。

ところで、法は、関連事業者による使用済自動車の再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量を通じて、使用済自動車の適正な処理を図り、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている（法1条）。そして、その目的を達成するために、解体業は許可制となっており（法60条）、解体業者には極めて高い水準での法の遵守が求められることは明白である。指針においても、欠格要件については、申請者の一般的適性について、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除することが趣旨であるとされている。そうすると、法違反により許可取消処分を受けた本件取締役はいうまでもなく、当該人物が役員である審査請求人についても、許可業者に求められる高い水準での法の遵守は期待できないと解されるため、解体業の許可については取り消すことが相当であり、

憲法違反には該当しないと考えられる。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）では、廃棄物処理法違反による許可取消処分は悪質性が高いものに該当し、連鎖取消しの対象であることを鑑みると、法違反による許可取消処分は法における悪質性が高いものに該当すると解されることから、本件許可取消処分は廃棄物処理法と比較しても妥当であり、処分庁が法の過度な運用をしているとはいえない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法45条2項の規定により、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件許可取消処分の適法性及び妥当性について

(1) 都道府県知事は、解体業者が法人でその役員のうちに法66条の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者に該当する者のあるときは、その許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる（法66条柱書き及び同条4号、法62条1項2号ニ及びチ）。

(2) 本件取締役が法66条1号に基づく解体業の許可取消処分を受けた時点（令和g年h月i日）において、審査請求人の取締役であったことは、審査請求人の履歴事項全部証明書から明らかである。

そうすると、審査請求人の取締役である本件取締役は、法66条の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（法62条1項2号ニ）に該当し、その結果、審査請求人は、法人でその役員のうちに法62条1項2号ニに該当する者のあるもの（法62条1項2号チ）に該当することになるから、審査請求人は、法62条1項2号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき（法66条4号）に該当するため、法66条4号の定める欠格事由に該当することが認められる。

(3) 法66条が、解体業者が法62条1項2号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったときは、都道府県知事が、当該解体業者に対し、その許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の

停止を命ずることが「できる」と定めていることに照らせば、許可の取消し又は事業の停止のいずれを選択するかについては、処分庁の合理的裁量に委ねられていると解される。

したがって、許可の取消しを命じる処分庁の判断は、それが社会通念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められる場合でない限り、その裁量権の範囲内にあるものとして、違法とならず、また、裁量権の行使が不適切と認められる場合でない限り、不当とはならないというべきである。

ア 法は、自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とし（法１条）、その目的を達成するため、解体業を許可制とするとともに（法６０条）、その欠格事由を定め（法６２条１項２号）、これらの欠格事由を処分事由とする許可の取消し等についても定めている（法６６条４号）。このことから、欠格事由の規定は、解体業者の一般的適性について、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除することにより、法の目的を達成しようとするものであるといえる。

環境省のウェブサイト等で公表されている指針においても、欠格事由に該当するに至った許可事業者については許可取消しが相当である旨定めているところ、許可を取得した後であっても、欠格事由に該当するに至り、類型的に法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者に対しては、許可取消しを相当としている点において、上記指針の内容は法の趣旨に合致するものであるといえる。

そして、処分庁は、当該指針に基づいて、審査請求人について解体業の許可を取り消したものと認められる。

イ 審査請求人は、本件取締役が、平成２５年以降審査請求人の経営に実質的に関与しておらず、現在の審査請求人の経営体制及び審査請求人の法違反の内容と、本件許可取消処分により審査請求人に課せられた不利益とを比較考量すれば、本件許可取消処分は、比例原則に反した看過できない著しい不均衡があるといわざるを得ないし、本件取締役の法違反

を審査請求人に連鎖させることは、法の過度な適用であるから、裁量権を逸脱し、違法又は不当であると主張する。

しかしながら、本件取締役が審査請求人の取締役である以上、特段の事情がない限り、経営に関与していたとみるのが自然であるところ、本件取締役が経営に関与していなかったことを裏付ける証拠書類は見当たらず、したがって、上記特段の事情は認められない。また、法66条4号において、取締役が欠格事由に該当するに至ったとき、法人は直ちに欠格事由に該当することとされ、法62条1項2号ニにおいて、許可の取消しの日から5年を経過しない者は欠格事由に該当するとされていることに照らせば、本件取締役が解体業の許可取消処分を受けた後になって取締役を辞任したとしても、そのことのみをもって、欠格事由に該当するに至った審査請求人が、類型的に法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者でなくなるとは認められない。

さらに、審査請求人が解体業を行えなくなることは、許可取消しに必然的に伴う結果であって、適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除するとの欠格要件の趣旨を全うするためにはやむを得ないものとして許容されるというべきである。

そうすると、審査請求人の主張する事実は、いずれも、裁量権の逸脱又は濫用若しくは不適切な行使を基礎づける事情には当たらない。

ウ したがって、処分庁が、欠格事由に該当するに至った審査請求人につき、指針に従って、事業の全部又は一部停止でなく、解体業の許可を取り消したことは、処分庁の裁量権の範囲内であって、相当であると認められる。

3 まとめ

以上によれば、本件許可取消処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	田	澤	奈	津	子
委	員	下	井	康		史
委	員	羽	田	淳		一